平成２１年（フ）第５９２３号
大阪市生野区小路１丁目13番26―602号
債務者　上野　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９３３号
大阪市中央区材木町１番１―1302号
債務者　安原　雅行
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２３号
大阪府茨木市太田２丁目６番２号
債務者　的場　順子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９３号
大阪府門真市大池町23番22号
債務者　山田　草苗
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６０号
大阪市生野区林寺５丁目２番３号　レオパレス21生野Ⅱ―103号
債務者　柴谷　季生
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６１号
大阪市北区天神橋２丁目４番23号　ハイツいちまつ502号室
債務者　西海　初美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５７号
大阪市旭区清水５丁目11番１―502号
債務者　林　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８０号
大阪市淀川区木川西１丁目13番９号
債務者　関部実千代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４９号
大阪府大東市北条７丁目13番13号
債務者　西川　博明
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５５１号
大阪市生野区勝山南３丁目５番５号
債務者　藤内　喜久
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５５６号
大阪市淀川区西三国１丁目９番37号ミュゼ西三国105号
債務者　行田　　寛
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８８号
群馬県館林市富士原町895番地の１
債務者　張磨　安信
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３１６号
香川県高松市春日町1565番地１春日マンション６号室
債務者　吉兼　淳子（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６１号
香川県三豊市山本町大野154番地１
債務者　杉山　芳子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６３号
香川県三豊市山本町辻2710番地２
債務者　中西　　聴
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６９号
香川県丸亀市中府町３丁目７番10号
債務者　多田　明子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１１９５号
福岡市東区唐原６丁目１番36―101号
債務者　矢野圭一郎
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３８号
福岡市早良区南庄５丁目４番29―101号
債務者　渡口　雅吾
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部